

# アドベンチャートラベルに対応した新しいガイド制度構築に向けた 調査検討・トライアル事業委託業務 企画提案指示書

## 1 目的

欧米の富裕層を中心に需要があり、アクティビティ、自然及び異文化体験で構成されるアドベンチャートラベル（AT）は、世界全体で70兆円を超える市場を有するとされている。道としては、2021年9月に開催された「アドベンチャートラベル・ワールドサミット（以下、「ATWS」）・バーチャル北海道／日本」及び2023年の北海道開催が決定しているATWSを契機に、ATが北海道観光の主要な柱の一つとなるよう、各種取組を進めている。

ATにおいては、アウトドアアクティビティのみならず、様々な顧客ニーズに対応した魅力的なツアーを実施できるハイレベルなガイドの育成が必要であるため、道では、北海道観光審議会に設置したアドベンチャートラベル部会において、「アドベンチャートラベルに対応した新しいガイド制度（以下、「ATガイド制度」）」の構築に向けて議論を行い、2022年2月に、同審議会より「アドベンチャートラベルに対応した「新しいガイド制度のあり方」中間とりまとめ(案)」(別添1)の報告を受けた。

本事業においては、同中間とりまとめに基づき、「ATガイド制度」の構築に向けた調査検討及びトライアルを行うことを目的とする。

## 2 委託業務の内容

本事業における委託業務の内容は次のとおりとする。

### (1) 全体スケジュールの作成

本事業に関する全体スケジュールを作成すること。

北海道観光審議会及びアドベンチャートラベル部会の開催日程（予定）については、次のとおり。

各部会に提出する資料の内容及び時期については、契約後別途指示する。

- ・ 令和4年5月～6月 第6回アドベンチャートラベル部会
- ・ 令和4年7月～8月 第7回アドベンチャートラベル部会
- ・ 令和4年9月～10月（目処） 北海道観光審議会から道へ答申

### (2) ワーキンググループ（WG）による検討

下記(3)～(6)の各実施事項について、必要に応じてWGを構成して検討を行うこと。  
WG構成員については、各項目に精通した専門家を含めること。

### (3) アクティビティガイドの認定制度検討

#### ① アウトドアアクティビティ分野の拡大

「ATガイド制度」において想定している、既存の「北海道アウトドアガイド資格（以下、「道ガイド資格」）」以外の、新たに対象とすべきアウトドアアクティビティ分野（以下、「新分野」）について、次の内容を実施すること。

ア 「新分野」の選定及びその理由の検討

イ 「新分野」の民間資格の有無、内容、認定基準等の調査（海外の資格を含む）

ウ 「新分野」の民間資格との連携方法及び手順の検討並びに調整（海外の資格を含む）

## ② アウトドアガイド能力向上

### 【ガイド経験時間の考慮】

「ATガイド制度」において予定している、「道ガイド資格」及び「新分野」におけるガイド経験時間等の考慮について、適切な経験時間等の客観的基準を設定すること。

### 【バッジ制度の構築】

「ATガイド制度」において想定している、ATWSを主催するアドベンチャートラベル・トレードアソシエーション（以下、「ATTA」）が定める、アドベンチャートラベルガイドスタンダード（以下、「ATGS」）の各基準及び外国語の能力に基づきバッジを付与する方法について、次の内容を実施すること。

ア ATGS基準を充足する内容について、研修や実査等の方法の検討

イ 道内のアウトドアガイド業の実情を踏まえたうえで、ATに対応するための外国語の能力基準の設定及びその能力を確認するための研修や実査等の方法の検討

ウ バッジ制度における、認定レベル（スタンダード、アドバンス等）及び各レベルを充足する要件の設定

## （４）スルーガイドの認定制度検討

### 【対象及び連携先の検討】

「ATガイド制度」において想定している、ATツアーにおいて全体行程を管理する「スルーガイド」の認定制度について、次の内容を実施すること。

① スルーガイドとして認定すべきと想定される者に関する実態調査（保有資格の内容、現在の業務等）

② ①の者が保有する資格との連携方法及び手順の検討並びに調整

### 【ガイド経験時間の考慮】

「ATガイド制度」において予定している、スルーガイドのガイド経験時間等の考慮について、適切な経験時間等の客観的基準を設定すること。

### 【バッジ制度の構築】

「ATガイド制度」において想定している、ATWSを主催するATTAが定める、ATGSの各基準及び外国語の能力に基づきバッジを付与する方法について、次の内容を実施すること。

① ATGS基準を充足する内容について、研修や実査等の方法の検討

② ATに対応するための外国語の能力基準の設定及びその能力を確認するための研修や実査等の方法の検討

③ バッジ制度における、認定レベル（スタンダード、アドバンス等）及び各レベルを充足する要件の設定

## （５）トライアルの実施

本事業においては、令和5年度からの制度運用に向け、令和4年度中にトライアルを行う予定であり、次の内容を実施すること。

① 実施時期について

実施時期については、夏季に一部の内容を実施し、観光審議会からの答申を得た後にトライアル全体を実施すること。

② 実施内容について

上記（２）～（４）の内容を踏まえて、トライアルの実施内容、回数、場所、人数、トライアル認定の効力について検討及び実施すること。

（６）資格価値の向上

「新しいガイド制度」において認定したATガイド資格の価値を向上させる方法について次のとおり実施すること。

- ① 「ATガイド制度」認定者に対する優遇措置等の内容の検討
- ② その他、「ATガイド制度」資格の価値を向上させる方法等の検討

（７）ATGSの翻訳

ATTAが発行している、「ADVENTURE TRAVEL GUIDE STANDARD FEBRUARY 2021」の日本語訳を作成すること。

（８）上記（１）～（７）の内容並びに「アドベンチャートラベル部会」及び「北海道観光審議会」の議論の内容を踏まえて、次のとおり報告書を作成すること。

- ① 報告書及び概要版（A4 ３ページ程度） 各２０部
  - ② 電子データ
- ①の報告書内容の電子データをCD等の記録媒体に保存して納品すること。

3 プロポーザル参加の資格要件

（１）複数の法人による連合体（以下「コンソーシアム」という。）又は単独法人であること。

（２）コンソーシアムの構成員及び単独法人は、次の要件を全て満たしていること。

- ① 民間企業、特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）に基づく特定非営利法人、その他の法人又は法人以外の団体等であって、委託事業を適確に遂行するに足る能力を有する者であること。ただし、宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある団体を除く。
- ② 原則として、過去 2 年間に国又は地方公共団体と類似の契約を締結し、誠実に履行した実績を有すること。ただし、実績がない場合でも、業務を実施する能力があり、かつ、確実に履行できる見込みのある者を含む。
- ③ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項に規定する者でないこと。
- ④ 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項の規定により、競争入札への参加を排除されている者でないこと。
- ⑤ 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- ⑥ 次に掲げる税を滞納している者でないこと。
  - ア 本店及び事業所が所在する都道府県の税
  - イ 消費税及び地方消費税
- ⑦ コンソーシアムの構成員が単体企業又は他のコンソーシアムの構成員として、このプロポーザルに参加する者でないこと。
- ⑧ 次に掲げる届出の義務を履行していない者でないこと。
  - ア 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 48 条の規定による届出
  - イ 厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 27 条の規定による届出
  - ウ 雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 7 条の規定による届出

#### 4 審査

企画提案は、次の事項について審査し、総合的に判断する。

##### (1) 業務遂行能力

###### ① 業務処理能力

- ア 業務を遂行するに当たって十分な実績を有しているか。
- イ 業務スケジュールを含め、全体的な処理能力に問題はないか。

###### ② 業務処理体制

- ア 業務の実施体制、役割分担が明確にされているか。
- イ アウトドアガイド、アウトドア観光事業者及び関係団体との連携・協力体制が確保されているか。

##### (2) 企画提案の適合性

###### ① アクティビティガイドの認定制度の検討

- ア アウトドアアクティビティ分野の拡大について、新分野の選定及び民間資格の連携について適切に提案されているか。
- イ アウトドアガイドの能力向上について、ガイド経験時間の設定及びバッジ制度の構築について適切に提案されているか。

###### ② スルーガイドの認定制度検討

- ア スルーガイドに関する調査及び連携方法等について適切に提案されているか。
- イ バッジ制度の構築について、適切に提案されているか。

###### ③ トライアルの実施

- ア 実施時期について、指示事項内容を適切に反映した提案となっているか。
- イ 実施内容、回数、場所、人数、トライアルの効力について適切に提案されているか。

###### ④ 資格価値の向上

- ア 「新しいガイド制度」認定ガイドへの優遇措置や、資格価値向上の方策は適切に提案されているか。

###### ⑤ 予算案について

- ア 各事業費の内容及び配分は、事業内容を適切に執行可能なものであるか。

##### (3) 道施策との適合性

- ① 「北海道働き方改革推進企業認定制度」における4つの認定グレード（ゴールド認定、シルバー認定、ブロンズ認定、ホワイト認定）のいずれかに該当しているか。
- ② 「北海道働き方改革推進企業認定制度」における4つの認定グレード（ゴールド認定、シルバー認定、ブロンズ認定、ホワイト認定）のいずれかに該当し、同制度の評価基準にある「障がい者就労支援企業認証制度」（保健福祉部障がい者保健福祉課実施）の一定以上の認証ポイントを取得しているか。

#### 5 業務上の留意事項

- (1) 業務内容の詳細については、企画提案の内容を基本として、道と受託者が協議し決定する。
- (2) 道は受託者に対して必要な資料等を可能な範囲で提供する。

#### 6 予算上限額

25,055千円（消費税及び地方消費税額含む）

【注1】本業務は、新型コロナウイルス感染症などの影響により、業務内容の変更や委託業務を中止する場合がある。その場合は、道と提案者の双方の協議により、提案内容を変更するか、契約を行わないことがある。また、本業務は、国の臨時交付金により実施するので、

交付決定日や国における交付額の変更などにより委託期間や業務の内容、委託料の額の変更がありうることに留意すること。交付額が減額となった場合、減額後の予算上限額の範囲内で委託契約を締結するものとする。

【注2】委託契約締結後、新型コロナウイルス感染症などの影響により業務の一部中止や実施方法の変更を求める場合がある。

【注3】事業実施にあたっては、新型コロナウイルス感染症の蔓延を防ぐため適切な措置を講じること。

## 7 委託期間

委託契約の日から令和5年（2023年）3月10日（金）まで。

## 8 応募手続

参加希望者は、次のとおり参加表明書及び企画提案書を提出すること。

### （1）参加表明書の提出

#### ① 提出書類

ア 登記事項証明書等（写し可）

イ 道税の納税証明書（写し可）、消費税及び地方消費税の納税証明書（写し可）

ウ コンソーシアムにあつては、協定書の写し

エ 次に掲げる社会保険等の届出義務を履行している事実を証する書類

（届出義務がないものについては、社会保険等適用除外申出書（別記第20号様式））

・健康保険法第48条の規定による届出

・厚生年金保険法第27条の規定による届出

・雇用保険法第7条の規定による届出

#### ② 提出部数

1部

#### ③ 提出期限

令和4年4月19日（火）午後5時00分（必着）

#### ④ 提出場所

〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目

北海道経済部観光局観光振興課 担当：末吉、渡辺

電話 011-206-6944

#### ⑤ 提出方法

持参又は郵送（必着、郵送は簡易書留に限る）

### （2）企画提案書の提出

#### ① 提出書類

ア 企画提案書は別添の様式に基づき、A4版タテの企画で作成し、提出すること。

イ 文章を補完するために、写真やイラスト等を使用しても構わない。ただし、社名やロゴなど提案者が特定できるような図柄は入れないこと。

#### ② 提出部数

8部（1部は提案者名を記載したもの、残り7部は提案者名を記載せず、文中にも提案者名を記載しないよう注意すること）

#### ③ 提出期限

令和4年4月22日（金）午後5時00分（必着）

- ④ 提出場所
  - (1) の④に同じ
- ⑤ 提出方法
  - 持参又は郵送（必着、郵送は簡易書留に限る）

## 9 その他

- (1) 参加表明書及び企画提案書の作成及び提出に要する経費は、参加事業者の負担とする。
- (2) 企画提案の採否については、文書で通知する。
- (3) 参加表明書の提出があっても、企画提案書を期日までに提出しない場合は、企画提案に参加の意思がないものとみなす。
  - なお、参加表明書の提出後に不参加を決定した場合は、企画提案書の提出期日までに8の(1) ④の担当者に連絡すること。
- (4) 本業務の成果品に係る著作権は北海道に帰属する。
- (5) 手続きにおいて使用する言語及び通貨
  - 日本語及び日本国通貨
- (6) 契約書作成の要否
  - 要
- (7) 契約保証金の納付
  - 要（但し、免除規定あり）
- (8) 関連情報を収集するための窓口
  - 8の(1) ④に同じ。
- (9) プロポーザルに関する説明
  - 提出された企画提案書の内容について、ヒアリングを行うこととし、日程については、別途通知する。
    - ただし、提出者が5者を超えるときには、書類選考を行う場合がある。
- (10) 審査結果及び特定者名
  - 公表する。